

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日に代り
休むときは、
その翌日)

◇告

示

目次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 飼料の分析検査の概要
- 旧慣使用林野整備計画の認可
- 解除予定の保安林
- 漁船損害補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出
- 国有財産の用途廃止(五件)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 都市計画事業の変更の認可

告 示

- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇公 告 歯科衛生士試験の実施
- 歯科技工士試験の実施

鳥取県告示第五百一十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 指 定 年 月 日 | 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|---------|--------------|
| 昭和五十年一月一日 | 倉 恒 薬 局 | 鳥取市相生町四丁目四一六 |

鳥取県告示第五百一十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国

民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|----------|-------------|-----------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の受理の年月日 |
| 有限会社網浜薬品 | 鳥取市今町一丁目一〇一 | 昭和五十年二月一日 |

鳥取県告示第百五十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|----------|-------------|----------|-----------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の都道府県名 | 申出の受理の年月日 |
| 有限会社網浜薬品 | 鳥取市今町一丁目一〇一 | 全国 | 昭和五十年二月一日 |

鳥取県告示第百五十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|------------|--------|-------------|
| 登録の記号及び番号 | 氏 名 | 登録の年月日 |
| 鳥国医第一、九三一号 | 山西 康 仁 | 昭和五十年一月二十八日 |

鳥取県告示第百五十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|-----------|--------|-----------|
| 指定した年月日 | 名 称 | 所 在 地 |
| 昭和五十年二月四日 | 高城診療所 | 倉吉市上福田 |
| 昭和五十年二月四日 | 上小鴨診療所 | 倉吉市福山 |
| 昭和五十年二月四日 | 安梅 医院 | 東伯郡関金町大鳥居 |

鳥取県告示第百五十六号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月に収去した飼料の分析検査

の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録飼料

| 製造事業場の所在地および名称 飼料名 | 登録番号 | 検査結果 | | | | 収去年月日その他特記すべき事項 |
|---|----------|--------------|-------------|------------|-------------|---|
| | | 粗たんぱく質 | 粗脂肪 | 粗繊維 | 粗灰分 | |
| 神戸市長田区駒ヶ林南町 1番102号 日本配合飼料株式会社 神戸工場 三井印完全配合飼料 ほ乳期子豚育成用エツケNO1 | 73BA第9号 | 18.0 19.3 | 3.5 5.0 | 3.5 2.5 | 7.5 6.3 | 昭和49年11月5日 倉吉市明治町 桑田商店 |
| 神戸市葦合区小野浜町 9番52号 協同飼料株式会社 神戸工場 | 71BD第12号 | 15.0 15.0 | 2.0 2.6 | 8.0 4.9 | 10.0 5.2 | |
| 協同印種豚用完全配合飼料 タネトンス | 73BC第7号 | 15.5 15.9 | 4.0 7.0 | 4.0 3.4 | 7.0 5.5 | |
| 協同印若豚用完全配合飼料 ネオポーフ9 | 70BC第24号 | 13.0 13.4 | 2.0 2.5 | 7.0 3.6 | 9.0 5.0 | |
| 協同印子豚用完全配合飼料 コロゲン | 74BB第16号 | 16.0 16.7 | 2.0 3.6 | 6.5 3.1 | 9.0 5.3 | |
| 境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグアツシュ17 | 72TD第84号 | 17.0 17.7 | -3.5 4.1 | 5.0 2.8 | 12.5 9.9 | 昭和49年11月5日 倉吉市上井 県経済農業協同組合 連合会倉吉支所 |

| | | | | | | |
|--|----------|--------------|------------|------------|--------------|--|
| くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグマッシュ16 | 72TD第83号 | 16.0 17.2 | 3.5 3.8 | 5.0 2.9 | 12.5 11.5 | 昭和49年11月5日 東伯郡大栄町西園1070 山田鶏卵店 |
| くみあい標準配合飼料 大雛用1号 | 70CT第40号 | 14.0 14.7 | 3.0 3.4 | 6.0 3.6 | 9.0 6.3 | |
| 姫路市飾磨区細江字英万才1288 豊橋飼料株式会社 姫路工場 マルト完全配合飼料 成鶏用エソセル | 71TD第24号 | 15.5 16.3 | 3.0 3.6 | 6.0 3.0 | 12.5 11.6 | 昭和49年11月5日 倉吉市旭田町11番地 鳥取県中部米穀卸協同組合 |
| マルト大雛用配合飼料 ハイグロウナー | 73TC第1号 | 14.0 14.0 | 2.5 4.2 | 6.0 3.9 | 10.0 9.0 | |
| 大阪市港区石田2-3-19 日本農産工業株式会社 大阪工場 ノーサン印子豚人工乳後期用完全配合飼料 ピソキーヤペレット | 72BA第17号 | 18.0 19.0 | 3.5 5.6 | 4.0 2.1 | 7.0 5.6 | |

【備考】 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「粗繊維」および「粗灰分」の欄は「以上」を示し、下段は分析結果
 ついては「以上」をマッシュエソセル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」および「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果
 を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該
 飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

| 製造事業場の所在地および名称 飼 料 の 名 称 | 表示区分 | 検 査 結 果 | | | | 収去年月日その他特記すべき事項 |
|---|------|--------------|------------|-------------|-------------|--|
| | | 粗たん 白 | 粗脂肪 | 粗繊維 | 粗灰分 | |
| 玉野市築港587番地 中国飼料合資会社 カネニ印完全配合飼料 プロライナー肥育後期用 スーパーロースター | 表 | 17.0 18.3 | 5.5 7.0 | 5.5 2.8 | 9.0 5.3 | 昭和49年11月5日 倉吉市東仲町 谷本商店 |
| 大阪市港区石田2-3-19 日本農産工業株式会社 大阪工場 ノーサン印豚豚用完全配合飼料 プロミナーB | 表 | 14.0 15.1 | 2.0 3.2 | 9.0 4.6 | 9.0 6.0 | 昭和49年11月5日 倉吉市旭田町11番地 鳥取県中部米穀卸協同組合 |
| 神戸市長田区駒ヶ林南町1番102号 日本配合飼料株式会社 神戸工場 三井印完全配合飼料 種豚育成用プロミナー | 表 | 13.5 15.8 | 2.0 3.4 | 8.0 5.5 | 9.0 5.8 | 昭和49年11月5日 倉吉市明治町 桑田商店 |
| 三井印完全配合飼料 種豚用フリーミールB | 表 | 13.0 15.7 | 2.0 3.0 | 10.5 5.6 | 9.5 6.1 | |
| 神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料 肉種鶏成鶏用 | 表 | 16.0 16.3 | 3.0 4.0 | 6.0 3.8 | 12.5 8.3 | 昭和49年11月5日 倉吉市上井 県経済農業協同組合連合会 |
| くみあい標準配合飼料 プロライナー後期ペレット | 表 | 18.0 19.6 | 4.0 5.8 | 5.0 2.6 | 8.0 5.2 | 昭和49年11月5日 倉吉市東仲町 |

| | | | | | | |
|---|---|--------------|------------|------------|------------|------------------------------|
| ナル中印ゾロイラー肥育後期用完全配合飼料 ニユーチキンB | 表 | 17.0 17.7 | 3.0 6.3 | 5.5 2.3 | 8.0 5.3 | 谷本商店 |
| ナル中印ゾロイラー肥育前期用完全配合飼料 ニユーチキンA | 表 | 21.0 21.8 | 2.5 4.0 | 6.0 2.9 | 8.0 6.0 | |
| 神戸市葦合区小野浜町 9 番地52号 協同飼料株式会社 神戸工場 子豚育成用完全配合飼料 ママー7 | 表 | 24.0 26.3 | 3.0 4.3 | 2.0 0.7 | 8.0 7.0 | 昭和49年11月5日 倉吉市明治町 桑田商店 |
| 協同印子豚用 ネオママー8 | 表 | 19.0 19.8 | 2.5 4.1 | 3.5 2.4 | 7.0 5.5 | |

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第百五十七号

東伯町長から申請のあつた別宮地区旧慣使用林野整備計画については、
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和五十年二月十二

日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百五十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十九号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定に基づき、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届 出 事 項 指定 漁 船 調 書 の 縦 覧

| | | | | |
|------------------------|-----|--|---------------------------------|-----------|
| 発起人の住所及び氏名 | 加入区 | 漁船損害補償法 第百十三条第一 項の申出の相手 方となる漁業協 同組合の名称 | 縦 覧 期 間 | 縦 覧 場 所 |
| 西伯郡名和町 御来屋 松田鶴吉 | 御来屋 | 御来屋漁業協同組合 | 昭和五十年二月十 八日から昭和五十 年三月四日まで | 御来屋漁業協同総合 |
| 西伯郡名和町 御来屋 松田新太郎 | | | | |
| 西伯郡中山町 塩津 柏尾竹雄 | 中山 | 中山漁業協同組合 | 昭和五十年二月十 八日から昭和五十 年三月四日まで | 中山漁業協同組合 |
| 西伯郡中山町 塩津 高見秀次郎 | | | | |

鳥取県告示第百六十号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第二項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、同規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字網代 浜部 栄

岩美郡岩美町大字網代 山下 隆

2 加入区

網代加入区(網代港漁業協同組合の区域)

3 漁業の区分

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

二 漁業者調書の縦覧

1 場所

網代港漁業協同組合

2 期間

昭和五十年二月十八日から昭和五十年三月四日まで

鳥取県告示第百六十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年二月十八日から用途廃止した。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|--|---|----------------|-----|
| 場 | 所 | 面積 (平方メートル) | 用途 |
| 岩美郡岩美町大字浦富字中浜二四七五番二四三地先から同町大字浦富字中浜二四七五番二二二地先まで | | 二五三・六二 | 道路敷 |

鳥取県告示第百六十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年二月十八日から用途廃止した。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|-----------------|---|----------------|-----|
| 場 | 所 | 面積 (平方メートル) | 用途 |
| 鳥取市布勢字河徳二九三番一地先 | | 三八・〇五 | 道路敷 |

鳥取県告示第百六十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年二月十八日から用途廃止した。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|----------------------|---|----------------|-----|
| 場 | 所 | 面積 (平方メートル) | 用途 |
| 日野郡日野町大字本郷字中村七九四番三地先 | | 五・七六 | 道路敷 |

鳥取県告示第百六十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年二月十八日から用途廃止した。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|------------------------|---|----------------------|-----|
| 場 | 所 | (面 積) (平方メートル) | 用途 |
| 日野郡江府町大字江尾字中西屋敷二〇六〇番地先 | | 六・七八 | 水路敷 |

鳥取県告示第六十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年二月十八日から用途廃止した。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|---------------------|---|----------------------|-----|
| 場 | 所 | (面 積) (平方メートル) | 用途 |
| 日野郡溝口町大字古市字友長三七五番地先 | | 九・一五 | 水路敷 |

鳥取県告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画道路事業 三―四―一 温泉湖岸線

三 事業施行期間

昭和四十年十一月二十九日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

昭和四十九年三月鳥取県告示第二百七号の事業地のうち二―二―一 温泉湖岸線に係る東伯郡羽合町大字上浅津字二ノ宮ノ本及び字宮ノ本地内において事業地を変更し、大字上浅津字明德、字稻平、字三ノ餅ヶ坪、字浜田及び字二ノ浜田を加え、二―三―一久留東郷湖線に係る東伯郡羽合町大字光吉字南津、字浅津、字鍵田、字長ヶ坪及び字六田ヶ坪を削る。

使用の部分

なし

鳥取県告示第百六十八号

日野川水系に係る一級河川法勝寺川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

その図面は、鳥取県土木部砂防課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(図面省略)

鳥取県告示第百六十九号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第百十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川法勝寺川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十年二月十八日

三 廃川敷地の位置

西伯郡西伯町大字能竹字四十九 四一七の一番地先から同町大字下中

谷字峠下も六三の二番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二、〇七三・七九平方メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年二月十八日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十年二月二十七日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字奥谷三七一番地の二一 前嶋秋男

公 告

歯科衛生士法（昭和28年法律第204号）第111条第1項の規定による歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和50年2月18日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施期日

学説試験 昭和50年4月4日 午前9時から

実地試験 昭和50年4月5日 午後1時から

2 実施場所

鳥取市戎町325番地 鳥取県立歯科衛生士学院

3 受験願書の提出期限

昭和50年3月10日まで

2. 実施場所

鳥取市富安2丁目84番地 鳥取高等歯科技工士学院

3 受験願書の提出期限

昭和50年3月10日まで

歯科技工法（昭和30年法律第168号）第12条第1項の規定による鳥取県歯科技工士試験を、次のとおり実施する。

昭和50年2月18日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施期日

実地試験 昭和50年3月30日 午前9時から

学説試験 昭和50年3月31日 午前9時から